(四)　国土交通大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第三二条の二一関係）

(五)　国土交通大臣は、指定試験機関が一定の要件に該当するときは、その指定を取り消すこと等ができることとした。（第三二条の二三関係）

11　登録安全統括管理者講習機関等

(一)　安全統括管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとした。（第三二条の二六関係）

(二)　登録安全統括管理者講習機関は、公正に、かつ、第三二条の二七第一項に規定する要件等に適合する方法により安全統括管理者講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行わなければならないこととした。（第三二条の三〇関係）

(三)　登録安全統括管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第三二条の三一関係）

(四)　国土交通大臣は、安全統括管理者講習が第三二条の二七第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第三二条の三四関係）

(五)　国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が(二)の規定に違反していると認めるときは、(二)の規定による安全統括管理者講習を行うべきこと等を命ずることができることとした。（第三二条の三五関係）

(六)　国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消すこと等ができることとした。（第三二条の三七関係）

(七)　運航管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、(二)から(六)までの規定等は、当該登録等について準用することとした。（第三二条の四〇関係）

12　外航船舶の確保等

(一)　外航船舶確保等基本方針

国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であって、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（以下「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めることとした。（第三九条関係）

(二)　外航船舶確保等計画の認定

(1)　対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）は、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第三九条の二第一項関係）

(2)　国土交通大臣は、(1)の認定の申請があった場合において、その外航船舶確保等計画が(一)の方針に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第三九条の二第四項関係）

(三)　船舶貸渡業に関する特例

対外船舶貸渡業者等が、第三九条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、(二)の(2)の認定を受けたときは、第三三条において準用する8の(一)の規定による届出があったものとみなすこととした。（第三九条の三関係）

(四)　先進船舶導入等計画の認定の特例

対外船舶貸渡業者等が、第三九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、(二)の(2)の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について先進船舶導入等計画の認定があったものとみなすこととした。（第三九条の四関係）

(五)　外航船舶の譲渡等の届出

(1)　(二)の(2)の認定を受けた対外船舶貸渡業者等（以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。）は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあってはその所有する外航船舶（(二)の(2)の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定外航船舶確保等計画」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を譲渡するとき、関係親法人にあってはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二〇日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第三九条の六第一項関係）

(2)　認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第三九条の六第二項関係）

(六)　勧告及び認定の取消し

国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従って外航船舶の確保等を行っていないと認める場合等は、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかったときは、その認定を取り消すことができることとした。（第三九条の七関係）

13　罰則の強化

(一)　第一九条第二項（2において準用する場合等を含む。）の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは一五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第四八条関係）

(二)　法人の代表者等がその法人の業務に関し、(一)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、一億円以下の罰金刑を科することとした。（第五四条関係）

二　船員法の一部改正関係

1　旅客名簿に関する規定の削除

旅客名簿に関する規定を削除することとした。（第一八条関係）

2　小型船舶の乗組員に対する教育訓練制度の創設

(一)　小型船舶の乗組員に対する教育訓練

船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二〇トン未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練等（以下「特定教育訓練」という。）を実施しなければならないこととした。（第一一八条の四関係）

(二)　特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等

(1)　(一)の船舶であって、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの（以下「特定小型船舶」という。）の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下「特定小型船舶所有者」という。）は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施しなければならないこととした。（第一一八条の五第一項関係）

(2)　国土交通大臣は、(1)の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとし、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命ずること等ができることとした。（第一一八条の五第二項及び第三項関係）

(3)　船員労務官は、特定小型船舶所有者に対し、(1)の規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができることとした。（第一一八条の五第五項関係）